

市人事室給与課長代理以下、市労組連執行委員長以下との予備交渉

令和4年3月10日（木曜日）大阪市労働組合総連合（市労組連）との交渉の議事録

（市）

それではただいまより、令和4年度給与改定等に係る予備交渉について始めさせていただきます。まず交渉議題だが、令和4年度給与改定等について、交渉の日程について、本交渉を市労組連からの申し出に基づいて行う。令和4年3月17日木曜日の16時から、場所は本庁舎4階第1第2 共通会議室。交渉メンバーは、市側は人事室給与課長以下、教育委員会事務局ということでよろしくお願いします。例年要求項目について、交渉事項とそうではないものがあり、いわゆる管理運営事項が含まれており、要求そのものを否定するわけではないが、交渉事項に係るものしか協議できないことを、ご理解をよろしくお願いします。

それでは、各担当から要求書の内容等について確認をさせていただく。給与課の本給部分についての管理運営事項は、例年通りになるがなく、今回新たに確認をしたい部分もない。

続いて手当グループについても、管理運営事項はない。

人事グループについて、まず管理運営事項の部分について申し上げたい。

1は、人員の確保という部分。2は、人員確保を直ちに行うという部分。3（5）は、保健所の保健師、医師、看護師等の専門職員の増員、保健所・保健福祉センター体制を抜本的に強化という部分。3（6）は、直ちに職員・代替講師を配置すること、来年度分を前倒し配置することという部分。7（1）は、すべてになる。7（6）は、会計年度職員の任用においては、競争試験とはせず選考（面接等）のみとすること。また、公募によらない再度の任用の上限を撤廃することという部分。7（8）（9）は、すべてになる。10（5）は、人材の確保という部分。11（1）は、すでに昇格からもれた職員の実損の回復をはかることという部分。15は、公務の「公平性・中立性・安定性・継続性」の確保を歪める「相対評価」「能力・成果主義」を廃止することという部分。17は、すべてになる。同じく（4）も、すべてになる。19（13）は、新規採用を抑制しないことという部分。21（2）は、超過勤務について正当なものであったか検証し、報告することという部分。22は、休憩時間取得状況調査を行うことという部分と、超過勤務が発生していることについて、実態調査を行い、結果を明らかにすることという部分。24は、年休取得を阻害する調査を行わないことという部分。25は、産前産後休暇・育児休業の代替職員は正規職員を採用しという部分と正規職員での代替職員の配置が困難な場合は、任期付職員・会計年度任用職員等を採

用しという部分。28 は、あらゆるハラスメントの発生状況を把握するという部分。

続いて、厚生グループについて、まず確認だが、3（1）の内容は市民に対してということなのか。

（組合）

市民に対してでもあるが、市民の生活や命を守るうえでもこういった対策が必要ではないかということである。保護者が感染して、そこから児童生徒に感染し、保育士や教育職員にというのも多い。保育所でも家庭からの感染というものが多い。特に保育所では小さい子どもマスクをしていないというのもあって、家庭からの感染があり、そこから広がっていくというのを防ぎたいというものもある。大きい意味では市民という意味合いで書いている。職員の感染拡大の防止策を行うことが安全配慮義務として、市民に対しても行うということで、職員の勤務労働条件にかかる問題であると考え、要求している。

（市）

職員の勤務条件には関わらないと考えているので、管理運営事項とさせていただく。管理運営事項について、27 は、相談窓口の改善などという部分。31（2）及び34 は、そのための予算措置をすることという部分。

教育委員会から管理運営事項について確認する。3（6）番で先ほど人事室より、管理運営事項ということで説明したが、人的配置やスクールサポートスタッフの増員ということであるので、（6）全部が管理運営事項と整理させていただく。19（9）と（10）は、必要な教職員を配置することという部分。19（13）は、先ほど人事室で新規採用のことを話したが、60歳前後の教職員は定数外とすることという部分もあたる。19（14）は、60歳前後の教職員は定数外とすることという部分。23（4）は、「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことという部分。23（5）は、教員1人当たりの授業時数の上限設定を行いという部分。35 は、大阪市立の高校を府に移管しないこと。生徒の教育環境、教職員の労働環境の後退をもたらす移管は、凍結・撤回することという部分。36 は、少人数学級（20人以下学級）を推進することという部分と、教員1人当たりの授業時数の上限設定を行い長時間労働の軽減を図ること。教員増を行い、教員の労働過重の状況を改善することという部分。次に何点か確認したいことがある。19（8）（9）（10）（13）（14）（15）について、教職員に限っての回答という理解で問題ないか。

（組合）

その理解で問題ない。

(市)

10 (5) と (8) の内容に違いはあるのか。

(組合)

同じ内容になるので、修正して送付する。管理運営事項の部分について指摘いただいたが本交渉の場では意見として申し上げるのでよろしくお願いします。